

地方分権改革・提案募集方式 ハンドブック

令和8年版

あなたのアイデアで国の制度を変えてみませんか！

現場の目線で提案しよう！



内閣府地方分権改革推進室

はじめに	1
------	---

1

提案募集方式とは？

1 地域の課題を解決しよう！	2
2 提案募集方式の主なプロセス	4
3 課題発見から提案提出までの流れ	5

2

提案してみよう

1 提案募集方式の概要	9
① 特色 ② 提案の主体 ③ 募集する提案の対象	
2 提案検討のポイント	11
① 地域の課題・支障事例を住民との接点の中から把握する ② あらかじめ確認しておくことが望ましい事項 ③ 支障事例について ④ 提案募集方式データベース	
Column 地方の取組の3つの後押し	
Column 初めて提案した団体からのメッセージ	
3 内閣府への事前相談	17
① 事前相談の受付 ② 事前相談を通じた支障事例・論点の明確化 ③ 事前相談様式の記入ポイント	
4 共同提案・追加共同提案	21
① 共同提案 ② 追加共同提案	
5 地方公共団体からの派遣職員の紹介	25
Column 現場の声で法律や国の制度を変えていく、「提案募集方式」	

3

提案募集方式を広めるためには

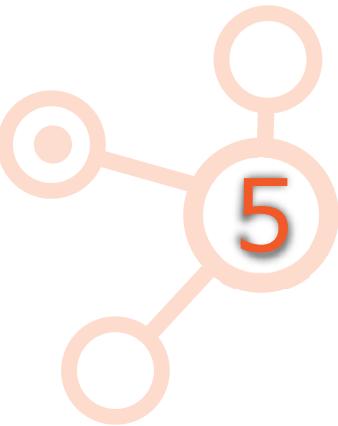
1 提案の集め方のヒント	27
2 研修・講師派遣	29
3 提案検討のための支援ツール	30
4 地方分権改革の旗手	32
5 地方分権改革推進アワード	33
6 地方分権改革・提案募集方式に関する情報発信	34



4

これまでの地方分権改革・提案募集方式について

- 1 地方分権改革のあゆみ ━━━━━━━━ 35
- 2 提案募集方式のこれまでの実績 ━━━━━━ 37
 - ① 実現に至った提案例
 - ② 実現に至らなかつた提案例
 - ③ 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に
関係府省と調整することとされた提案例



5

参考情報

- 1 提案までの手続 ━━━━━━ 42
- 2 提案の提出から実現に至るまでの手続 ━━━━━━ 43
- 3 提案募集方式に関するFAQ（よくある質問） ━━━━━━ 45
 - Column フォローアップについて
- 4 地方分権改革・提案募集方式でよく使う用語の解説 ━ 48
- 5 地方分権改革・提案募集方式に関するこれまでの実績 ━ 51
- 6 提案募集方式に関する資料 ━━━━━━ 57
 - ① 地方分権改革に関する提案募集の実施方針
 - ② 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】
 - ③ 地方分権改革の推進体制（令和8年2月時点）

はじめに

日常の仕事の中に業務改善のヒントを見つける

このハンドブックを手に取られた方は、地方公共団体に勤務する職員の方が大半だと思います。地方行政の最前線で、日々住民の方々や地方議員と接し、或いは企業誘致や移住者の確保に向けて民間の方々にアプローチし、そうした方々からのニーズを最大限くみ取ったかたちでの行政サービスの提供に努められていることだと思います。全国津々浦々で奮闘されている皆さんに敬意を表したいと思います。

そうした活躍の過程において、配属間もない時期には難しいかもしれません、業務を担当し1年のサイクルを経験した頃になると、仕事のあり方や進め方に様々な疑問を感じるようになると思います。例えば、

- この申請は、我が町でなんら判断することなく県に報告しているが、そもそも、町に申請するのではなく、直接県や国に申請すればいいのではないか。<仕事を減らす>
- 専門的知識を必要とする審査や事業者指導は自治体が其々個別に実施するのではなく、他の団体と共同で実施した方が生産性が上がるのではないか。<仕事をまとめる（連携する）>
- 企業誘致を行うため事業用地を迅速に確保する必要があるが、当該土地に係る利用規制をクリアするための手続きが煩雑なので、より簡素化できないか。<生産性を高める>
- 最終的に国が情報を管理することになるが、現状では住民から受け取った情報を自治体も分散管理している。情報基盤を統一的に整備し、業務効率を上げられないか。<生産性を高める>
- 事業監督権限が事業の規模に応じて国と県に分かれているが、県で一括して監督した方が、効率的に実施でき事業者の利便性も向上するのではないか。<権限移譲>

といったようなものです。職場の同僚の方との何気ない会話にも、こうした話題が上ることも多いのではないでしょうか。

では、こうした疑問を感じられた場合、どういった対応が私たちに求められているでしょうか。出生数が70万人を割り込む人口減少社会において、公務を担う人材も大きく減少していきます。マンパワーに任せてなんとか回していた仕事も、減らしたり、まとめたり、生産性を高めたりしていくかないと、地域の地方行政は立ち行かなくなります。感じた疑問を具体的に解決する必要があるのです。

私たち内閣府地方分権改革推進室は、こうした見直しに取り組もうとする地方公共団体を全面的にサポートしています。いわゆる「提案募集方式」による地方分権の推進です。

このハンドブックは多くの地方公共団体関係者の方々に「提案募集方式」を理解いただくため、実例を盛り込みながら編集したものです。ぜひ活用いただき、具体的に仕事を減らし、まとめ、生産性を上げることや権限移譲などを通じて、地方公共団体が地域における行政を自主的に実施することができるよう、ともに取り組みを進めてまいりましょう。

令和8年2月
内閣府地方分権改革推進室長
稻原 浩

1 提案募集方式とは

1 地域の課題を解決しよう！

地域の課題を解決するために国の制度を変える提案を
地方公共団体等から出していただく制度が「提案募集方式」です。

地域の課題に向き合った時に、「国の制度で決まっているからそれはできない」、「国の手続きが多すぎて大変」等の壁にぶつかったことはありませんか？

あなたの提案で、地域の課題を解決できる可能性があります。

提案募集方式の活用を一緒に考えてみませんか？

地域における様々な課題

ふるさと納税の
事務処理手続が大変…

TAX

納税

計画策定事務を
簡素化できないか…



行政事務

何度も窓口に出向く
のが大変…



雇用

過疎地域ですぐに
救急車が来てくれるか
心配…



医療・福祉

被災者への罹災
証明書の交付を早めて
生活支援を後押ししたい…



防災

地方公共団体で地域の
産業施設と一体となった
就労支援をしたい…



産業



病気の子どもを
預けられる
ところが
欲しい…

子育て

空家を活用して
農家民宿をやりたい…



まちづくり



地方公共団体等からの提案により
これまで様々な地域の課題が解決されています！

CASE
1

地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和（西予市（愛媛県））

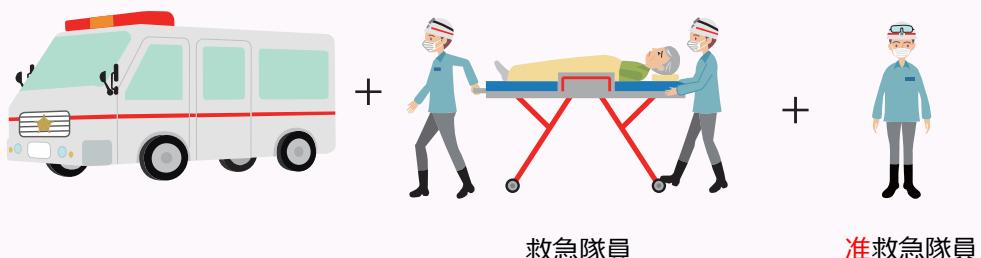
地域の課題

救急隊は救急車1台 + 救急隊3名以上で編成しなければならないが、過疎地域等では救急隊3名を常に確保することが難しい。

提案による解決（消防法施行令の一部改正）

過疎地域等では、救急車1台 + 救急隊員2名以上 + 准救急隊員※1名以上で救急隊を編成できるようになり、**過疎地域等の救急出張所でも24時間運用が可能に！**

※准救急隊員－救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者



CASE
2

病児保育における看護師等の常駐要件の明確化（鳥取県等）

地域の課題

国の補助を受けて病児保育事業を実施する場合、児童概ね10人につき看護師等1名以上が必要だが、常時配置するべきか不明確。

提案による解決（通知）

看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要が無いことが明確化され、**医療機関併設型の病児保育施設が新たに開設できた。**



[病児保育室]

駆け付けられれば
OK

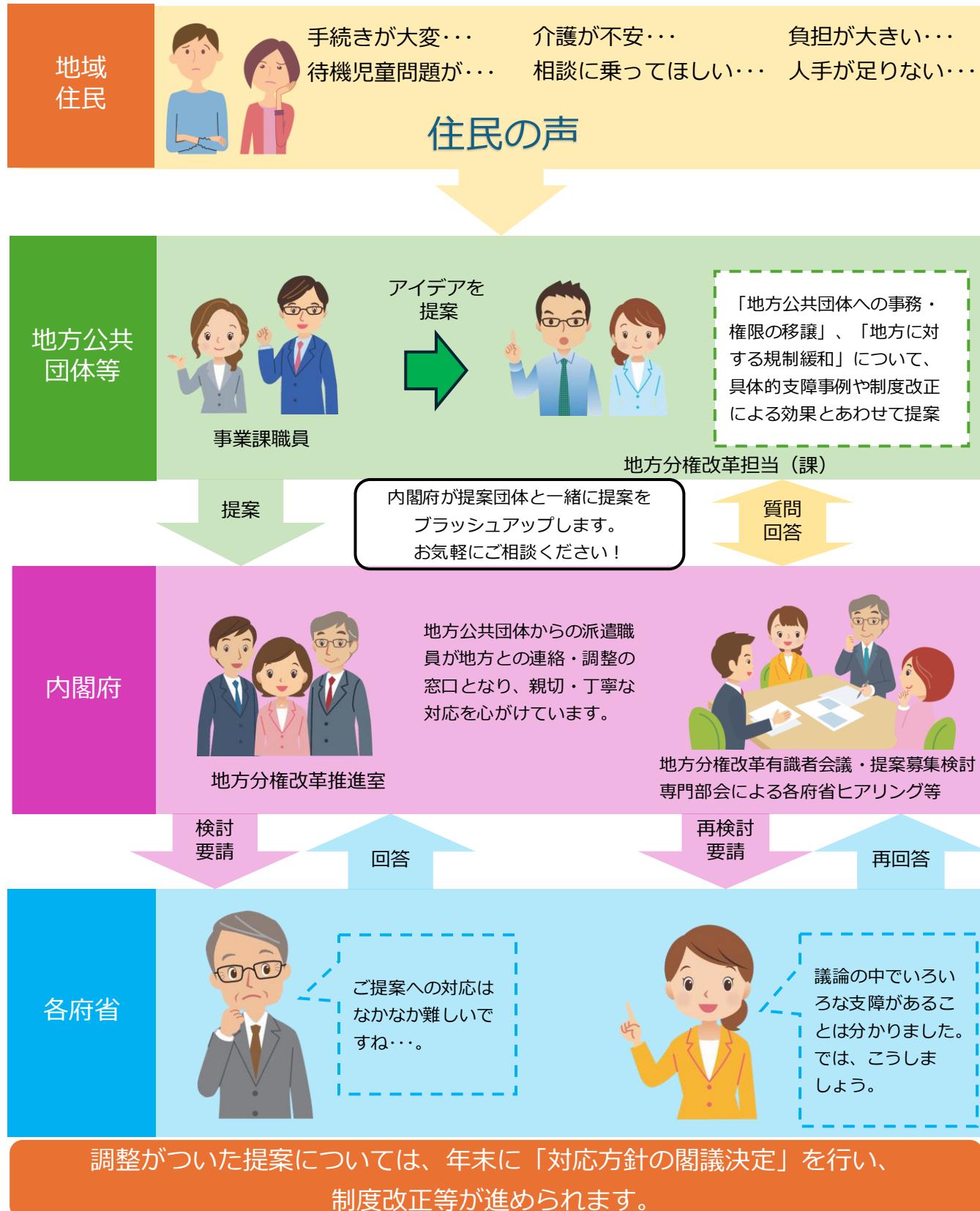


[小児科]

多様な地域の実情、環境の変化に応じ、国の制度を変える、
地方公共団体等からの提案を募集しています！

2 提案募集方式の主なプロセス

地方からの事前相談を経て、内閣府が受け付けた提案は、各府省における検討、地方分権改革有識者会議及び専門部会による調査・審議が集中的に重ねられます。こうした関係者の調整結果を踏まえ、年末には、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、この方針に基づいた法律改正や政省令改正、通知発出等の取り組みが進められることとなります。



3 課題発見から提案提出までの流れ（令和8年（予定））

～全体像～（詳細は次ページ以降で紹介）

地域の課題・支障事例の把握



簡易相談、事前相談を行う段階では、提案内容や支障事例が必ずしも明確である必要はありませんが、

- ①課題の内容、
- ②根拠法令等の確認、
- ③どのような制度改正を求めるか

といった整理ができていますと、相談が円滑に進められます。

簡易相談

【期間の制限なし：1年中受付】（省略可能）

- 内閣府から、提案募集方式の対象になりそうかどうか、支障解決へのアプローチ方法等のアドバイスを行います。
- 事前相談、本提案に向けて、時間をかけて、提案内容の充実が図れます。

事前相談

【事前相談受付期間：2月2日～3月27日】

- 内閣府が対象性等の確認後、提案内容の詳細（課題・現状の整理、求める措置等）について、支障事例の内容や論点の明確化に向け助言を行います。
- 検討しなければならないこと等が明確になり、本提案に向けた内容の充実が図れます。

提案

【提案募集期間：2月2日～4月21日】

- 指定の様式にて、首長の決裁のうえで提出。

提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体等から支障事例等を募る仕組み

共同提案

【事前相談の情報提供時期：3月上旬頃・4月上旬頃】

- ※ 提出いただいた事前相談案件について、提出した団体の了承があったものは、一斉通知・調査システムにより各団体に情報提供いたします。
- 複数の団体から支障事例等が集まることにより提案内容の説得力を高めることができ、提案の実現可能性の向上につながりますので、他団体が提出した事前相談も幅広く御確認いただき、積極的に共同提案や追加共同提案への参画を御検討ください。
- * 提案団体等があらかじめ自主的に他団体と連携して提案を行うことも可能です。

追加共同提案

【追加共同提案募集期間：4月下旬頃～5月中旬頃】

- 各提案の内容の補強となる意見（自らの団体で実際に生じている支障事例、地域における課題、制度改正の必要性等）、追加共同提案の意向の有無を回答（首長の決裁は不要）。
- 提案内容のさらなる充実を図り、提案を後押しする力となります。

① 主提案団体として提案提出する場合

課題発見

簡易相談

簡易相談は1年中受け付けています

- 簡易相談提出団体に対し、内閣府地方分権改革推進室から、提案募集の対象性や、支障解決へのアプローチ方法等、事前相談提出に向けて検討が必要な内容や整理点についてコメントいたします。
- ※ 内閣府への簡易相談に際しての様式等は特に定めておりませんので、お気軽に御連絡ください。



〇〇〇〇の制度で支障が生じています。提案募集方式で解決できませんか？



- 求める内容のままでは対象外となる可能性があります。〇〇の観点から他の解決方法の検討を行ってみても良いかもしれません。
- 地方公共団体等の状況や支障等について、より具体的な整理をお願いします。

提案団体

内閣府

事前相談

- 内閣府地方分権改革推進室において事前相談提出団体から聞き取り等を行い、支障事例の内容や論点を明確化し、説得力を高めるためのデータや記載の方向性について助言いたします。



- 支障について、具体的な数値や状況などを提示してください。
- 求める措置について、より具体的に示してください。
- この観点からのアプローチも検討してみてはどうでしょう。



提案団体

内閣府

- 提案の充実に向け、自主的に他の団体と連携して共同提案を行うこともできます。単独提案では支障事例が弱い場合に、同様の課題を有する他の団体との共同提案を内閣府からアドバイスすることもあります。

- 類似の支障や課題等を有する制度等がある場合は、一括して改正することが迅速かつ効果的な対応につながります。そのため、提案する制度・事務について、貴団体内で類似のものがある場合には、それらもあわせて幅広く提案をお願いします。



内閣府

団体内決裁

- 本提案の内容について、提案団体内で首長決裁をお願いします。

本提案の提出

- 指定の様式にて内閣府地方分権改革推進室への提出をお願いします。

② 共同提案団体として提案提出する場合

課題発見

事前相談

⇒ 他の団体が内閣府に事前相談中の案件

他の団体が事前相談している内容にあなたの団体と共通している課題があるかもしれません。

共同提案を検討してみてはいかがでしょうか。



共同提案については、P.21～でも詳しく紹介しています。

方法①

内閣府からの情報提供による参画

- 提出された事前相談を一斉通知・調査システムにより、全国の地方公共団体等に情報提供します。それを基に各団体で共同提案を検討いただく方法です。

※事前相談の情報提供は、提出団体の了承を得た相談内容を2回実施しています。



共同提案の必要性が良く分からぬのですが…。

- 複数の団体から支障事例等を積み上げることで、提案内容の説得力を高めることができますので、提案の実現可能性の向上につながるんですよ。
- 主提案団体、共同提案団体のそれぞれの団体に対等な立場で提案の形成に関わっていただきますので、共同提案の際には首長の決裁が必要です。



内閣府

「意見等」の整理

- 自らの団体で実際に生じている支障事例、制度改正により想定される効果等、各事前相談の内容の補強となる意見の有無をご確認いただきます。
- ※ 事前相談提出団体の連絡先が明らかになっている場合には、このタイミングで連絡をとっていただけます。なお、事前に連絡先が明らかになっていない場合は、事前相談提出団体の連絡先を個別にお伝えしますので、その後、直接、事前相談提出団体に連絡を取っていただきます。

団体内決裁

- 共同提案の内容について、各提案団体内で首長決裁をお願いします。

共同提案の提出

- 指定の様式にて内閣府地方分権改革推進室への提出をお願いします。

③ 追加共同提案団体として協力・貢献する場合

課題発見

本提案

⇒ 他の団体から内閣府に提出された提案

一斉通知・調査システム
での照会

他の団体が提案を行った内容に、あなたの団体と共通している課題があるかもしれません。

追加共同提案を検討してみてはいかがでしょうか。



追加共同提案については、
P.21～でも詳しく紹介しています。

追加共同提案の募集

- 提出された提案を一斉通知・調査システムを用いて全国の地方公共団体等に照会し、追加共同提案団体を募ります。



共同提案と似ているけど、追加共同提案は何が違うんだろう…

- それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」と異なり、「追加共同提案」は、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。
- より多くの支障事例や、複数の団体からの提案になることで、各府省の真摯な検討を促す原動力となるほか、新たな切り口が見つかる場合があるなど、他の団体が行った提案の実現に向けた後押しができるんですよ。
- 提案に対する補強を行うという立場のため、内閣府としては必ずしも首長の決裁を求めていません。



内閣府

「意見等」の整理

- 自らの団体で実際に生じている支障事例、地域における課題、制度改正の必要性等、各提案の内容の更なる補強となる意見の有無をご確認いただきます。
- 追加共同提案の意向の有無について検討していただきます。

追加共同提案の提出

- 指定の様式にて内閣府地方分権改革推進室への提出をお願いします。

- 支障事例等について、地方3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）に情報提供いたします。
- 当室から関係府省に対して検討を要請する際に、提出された支障事例等をあわせて提示いたします。また、関係府省からの回答に対して、意見を提出する機会があります。



内閣府

1 提案募集方式の概要

① 特色

個性を活かし自立した地方を作るために、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した地方分権改革を推進するとの観点から、平成26年より地方の発意に根差した新たな取組として、「提案募集方式」が導入されています。



② 提案主体

提案主体となることができる団体は、以下のとおりです。

- 1 都道府県及び市町村 (特別区を含む。)
- 2 一部事務組合及び広域連合
- 3 全国的連合組織 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたもの。)
- 4 地方公共団体を構成員とする任意組織 (例: ブロック単位の知事会 等)

③ 募集する提案の対象

提案の対象は以下のとおりです。



対象

1. 地方公共団体への事務・権限の移譲

① 国から地方公共団体への移譲

② 都道府県から市町村への移譲

※ 全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲（手挙げ方式）とする提案が可能



2. 地方に対する規制緩和

（義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し）

① 法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの

② 補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象

※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外

対象外

① 国・地方の税財源配分や税制改正

② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項



2 提案検討のポイント

① 地域の課題・支障事例を住民との接点の中から把握する

提案を考える上で最も重要なのが、提案の原動力となる「地域の課題・支障事例」の把握です。

地域の課題・支障事例を把握する手法（例）

地方公共団体等の内部から把握



- 地域住民・事業者等の相談窓口となる担当者に集まる情報
- 首長へのメールや手紙、地方公共団体の目安箱への投書の窓口となる担当者に集まる情報
- 首長や職員の外部での講演や会見における発言内容
- 地方から関係機関に行う政策要望（特区を含む）の内容

地域住民等から把握



- 地方公共団体が行うワークショップ・説明会で寄せられる要望・意見
- 地域住民から地方公共団体に寄せられる政策提案
- 住民サービスに関わるNPO、事業者が日頃から抱える疑問・要望
(公共施設の管理事業者、地域の開発事業者、福祉関係のNPOなど)
- その分野の現場関係者が日頃から抱える疑問・要望
(子ども・子育て分野における幼稚園教諭や保育士など)

② あらかじめ確認しておくことが望ましい事項

事前相談の段階では、提案内容や支障事例が必ずしも明確である必要はありませんが、相談を円滑に進めるため、確認しておくことが望ましいポイントがいくつかあります。

(1) 根拠法令の確認

地域の課題を解決するために、

①提案に関係している業務がどの法令等に基づき行われているものなのか

②どの法令等が業務の支障となっているのか

について確認しておくことが望ましいです。

(2) 提案の対象であるかどうか

提案募集方式を活用するためには、まず提案の対象であること、具体的には、

①地方公共団体への事務・権限の移譲

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

のいずれかに該当する必要があります。

その際、法令等の規定によって、地方公共団体に対し、一定の行為が裁量の余地なく求められるかが判断のポイントになります。

(3) 制度改正の必要性・効果の整理

地域の課題（支障）をどのように解決したらよいか、解決すると住民にとってどのような効果があるかということを整理します。

制度改正による効果を記載する際には、「〇〇の事務が煩雑であることから、業務の効率化につながる」という行政側の視点に加え、「〇〇など、住民サービスの向上にもつながる」という住民目線の視点を伴う内容の方が、提案の説得力が高まります。

③ 支障事例について

支障事例は、現行の法令等によって、地域の現場が困っている点を具体的な事例として示すものであり、提案の中でも最も重要な要素と言えます。説得力のある支障事例を示すことで、制度を所管する府省の理解を得て提案が実現される可能性を高めることができます。このため、支障事例は、現場に詳しい関係者とコミュニケーションをとりながらまとめていく必要があります。

これまでの提案から、支障事例には、いくつかの類型がみられます。

支障事例にみられる主な類型

● 今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

1. 国の基準が厳格すぎて、やりたいことができない
2. 国の定めによって、不合理な状況や無駄な仕事が発生している

● 全国一律基準の緩和を求める場合

3. 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない
4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
5. 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

● ルールの明確化を求める場合

6. 法令の解釈が曖昧で、判断に困る、運用できない
7. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧で、運用できない

● 事務の簡素化を求める場合

8. 書類・記入様式が多すぎるなど、事務的負担があまりにも大きい
9. 国（都道府県）が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない
10. そもそも国との協議が形骸化している

● 住民サービスの向上を求める場合

11. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る（市町村に一部権限が下りていないため、一体的な権限行使ができない）
12. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である
13. 国（都道府県）が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている